平成２７年（フ）第２３９号
埼玉県所沢市小手指南５丁目７番地の12、前住所埼玉県所沢市北有楽町４番８－101号
煉瓦館76
債務者　山本　身知（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２４０号
埼玉県日高市大字下鹿山494番地　こま川団地１街区14棟502号
債務者　佐々木順子
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第８４号
静岡県伊東市荻578番地の237　城ノ木戸市営住宅１棟204号
債務者　江尻　成児
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１５０号
静岡県熱海市下多賀780番地の６　セントラルワタナベ102、前住所静岡県熱海市下多賀700番地の２の１　梅原アパート２階
債務者　間瀬　晴子
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１４６号
愛知県豊田市金谷町４丁目25番地６　ビレッジ挙母307号
債務者　井上千恵美
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１５２号
愛知県豊田市平芝町４丁目９番地３　県営２－203号
債務者　明石　　圭
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第２３４６号
大阪府東大阪市荒川１丁目６番28号　メゾンシャピー302号
債務者　前田　高志
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４０５号
大阪府豊中市東豊中町５丁目２番107－201号
債務者　入川　勝則
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４３４号
大阪府豊中市岡町１番23－102号
債務者　志磨真理子
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４６４号
大阪市淀川区東三国２丁目31番24号
債務者　静川知亜紀こと　**静**川知亜紀
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４７０号
大阪市東住吉区西今川２丁目20番10号　共同リビングさくら並木303号
債務者　小澤三津江
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４７３号
大阪市東淀川区南江口２丁目６番２－903号
債務者　須田　秋男
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４７４号
大阪市中央区瓦屋町２丁目11番６－612号
債務者　堀越由美子
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４７５号
大阪府枚方市招提南町２丁目18番３－105号
債務者　松浦　由紀
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２号
北海道滝川市有明町２丁目６番40号　小畑ＡＰ
債務者　吉倉　英之
1　決定年月日時　平成27年６月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２７年（フ）第２４号
北海道歌志内市字文珠186番地21
債務者　徳田　哲也
1　決定年月日時　平成27年６月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２７年（フ）第２６号
北海道滝川市泉町１丁目12番46号
債務者　中川　大樹
1　決定年月日時　平成27年６月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係